

講演

カナダにおける臨床教育 ——オズグッドホール・ロースクールの経験——

フレデリック・H・ズィーマンス
宮澤節生 訳*

- I カナダにおける法学教育の発展
- II カナダのロースクールにおける臨床
的法学教育の発展
- III オズグッドホール・ロースクールの
臨床教育
- IV 臨床教育の争点

* 本稿は、2002年10月24日に早稲田大学臨床法学教育研究所・同比較法研究所共催のセミナーで行われた講演、Frederick H. Zemans, “Clinical Education in Canada: The Osgoode Hall Law School Experience” に基づくものである。著者は、ヨーク大学オズグッドホール・ロースクールの教授で、1989年～2001年の間、臨床教育ディレクターを務めた。当日の講演は、著者が用意した英語原稿を部分的に短縮したものであったので、本稿もその短縮版に基づいている。[……] は、原文中の引用文を本稿で省略した部分である。……は原文での省略である。[] 内の語句は訳者が付加したものである。

なお、law facultyは、日本のアンダーグラデュエートの法学教育機関との混同を避けるため、ロースクールと翻訳した。また、原稿の明らかな誤りは訳者が修正した。

ちなみに、オンタリオ州の法曹養成制度については、宮澤節生「カナダ・オンタリオ州の法曹養成における大学とローソサエティの役割—マリリン・L・ビルキントン教授セミナー—」自由と正義1999年12月号を、アメリカにおける臨床的法学教育の展開については、日本弁護士連合会編（宮澤節生・大坂恵里訳）『法学教育とプロフェッショナル—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』三省堂（2003年）226～263頁を、さしあたり参照されたい。

日本を再び訪問し、皆様にお話しすることを、嬉しく存じます。早稲田大学への訪問を示唆し、準備して下さったことについて宮澤節生教授に対して、私をご招待下さったことについて早稲田大学臨床法学教育研究所に対して、そしてこのセミナーを開催して下さったことについて早稲田大学比較法研究所に対して、とくに感謝しております。

本日私は、カナダのプロフェッショナル・ロースクールにおけるリーガル・クリニックの役割、とくにトロントのヨーク大学オズグッドホール・ロースクールにおける多様な臨床プログラムの発展における私どもの経験について、お話しします。本日の議論で私は、「臨床的法学教育 (clinical legal education)」という言葉と、とくに、学生が本物の依頼者に対して法的サービスを実際に提供することに関与するもので、現実の事件と人生にかかわる問題を伴うものに関して、使います。この臨床的法学教育は、ロースクールの一部である法律事務所や、ロースクールと提携している弁護士事務所で行うこともできますし、学生を弁護士事務所、裁判所、あるいは行政審判機関 (tribunals) に派遣することもできます。私は、「臨床的法学教育」に、学生が仮設的な (simulated) 事件ファイルを使ってローヤリング技能を発展させるプログラム、セミナー、科目なども含めます。この形態の教育にとって決定的なことは、学生にとって、生ける法 (law in action) を観察し、考察を加える機会が得られるということです。私はオズグッドホール・ロースクールの教員ですが、オズグッドホールでは卒業生の3分の1が臨床プログラムのどれかに参加しており、ほとんど全員が2年次以上のシミュレーション・ベース授業を履修しておりまして、シミュレーション・ベース授業では公判弁護、交渉、調停などにおけるローヤリング技能を発展させることができます。

私は、過去150年間における徒弟契約 (articling) の中心的地位にとくに言及しながら、カナダにおける法学教育の発展を手短に検討することで、この報告を始めます。私が主張するのは、実務修習はカナダにおける法学教育の発展の全過程で存在し続けてはきたが、その重要性はここ30年間で減少してきたということです。この30年間で、カナダのロースクールは、多様な臨床プログラムを実験し、実施してきたのです。

I カナダにおける法学教育の発展

19世紀にロースクールが導入されるまで、一般に5年間の、徒弟契約に基づ

く見習い（apprenticeship under articles）が、カナダで法専門職に就く唯一の道でした。法実務に対する十分な準備を受けた学生もいましたが、多くは、まったく不適切な訓練しか受けずに、徒弟契約の経験を終えていました。社会の複雑性が増すにともなって、講義による公式の教育が19世紀末に導入されました。

カナダにおける体系的法学教育は、1843年にトロントのキングズカレッジで、はじめて導入されました。10年後、アッパーカナダ〔現在のオンタリオ州〕議会は、法学教育の責任は〔弁護士への強制加入団体である〕アッパーカナダ・ローソサエティに属するのが適切であると決定しました。キングズカレッジのプログラムは廃止されました。それに代わって、1855年からは、法専門職に就こうと望む者はすべて、ローソサエティが提供する講義に出席することが、義務付けられました。それは、1889年にオズグッドホール・ロースクール（Osgoode Hall Law School）が設立されたことによって、引き続き要求されることになったのです。

1883年に、ノヴァスコシア州ハリファックスのダルハウジー大学（Dalhousie University）が、当時の大英帝国において、コモンローを学問として教えて学士号を与える最初の大学となりました。1889年には、オズグッドホール・ロースクールがオンタリオ州で弁護士資格を得るための公式のロースクールとして設立されました。この2つの学校は、1950年代中期まで、優越的地位をめぐって競争した、異なるアプローチを代表したのです。ダルハウジーが採用した大学のロースクールと、オズグッドホールが採用したプロフェッション自身による訓練校の、2つのアプローチです。

ローソサエティがプロフェッションへの加入をコントロールしており、オンタリオ以外の州ではローソサエティはみずからロースクールを持ってはいませんでしたので、ロースクールでの勉強は奨励されはしましたが、義務的ではありませんでした。しかし、オンタリオ州では、オズグッドホール・ロースクールでの履修が要求され続けました。

1920年に、〔弁護士の任意加入団体である〕カナダ弁護士会（Canadian Bar Association）が、標準カリキュラムを提案しました。完全なプログラムは、15以上の科目からなっていました。ダルハウジーだけが、選択科目—国際法—を提供していました。カナダにおける大学ベースの法学教育が徐々に発展したにもかかわらず、第二次大戦後まで、ほとんどのカナダのロースクールでは、有能なテクニシャンという、弁護士の役割に関する限定的な見解に基づいて、

ロースクールの卒業生を、実務家としてのキャリアに向けて準備していたにすぎませんでした。

1950年には、オズグッドホールは、大学と結び付いていないカナダで唯一のロースクールでした。

あるひとつの事件が、他のどれにも増して、カナダの法学教育に対するプロフェッション自身による訓練校というアプローチが消滅する前兆となりました。1948年に、オズグッドホールのディーンであったセシル・ライト (Cecil Wright) と3名の同僚が辞任し、トロント大学に新設された法学部 (Faculty of Law) に移ったのです。

カナダの法学教育におけるプロフェッション自身による訓練というアプローチは、1968年に降伏しました。その年に、アッパーカナダ・ローソサエティは、オズグッドホール・ロースクールの管理を放棄したのです。ローソサエティとヨーク大学の間で、提携協定が結ばれ、それによってオズグッドホールは、同大学の法学部となり、ヨーク大学キャンパスの近代的施設に移転されて、ヨーク大学オズグッドホール・ロースクールとなったのです。

今日、カナダのコモンロー諸州におけるロースクール入学資格は統一されています。すべてがアンダーグラデュエート・レベルで2年間の学習を終えたことを要求しており、入学者の大多数は大学を卒業しています。しかし、多くのロースクールが、限定された数の特別学生、とくに、この要件を満たしていないカナダ先住民と社会人の (mature) 学生を受け入れています。カナダで法専門職に就くための要件は、[ロースクール卒業者の一般的学位である] LL.B. または [トロント大学ロースクール (Faculty of Law) で代わりの学位として最近提供された] J.D. を獲得し、一定期間の徒弟契約を経過し、法曹資格付与コース (Bar Admission courses) を終えることです。⁽¹⁾

今日のカナダのロースクールにおける法学教育の性格は、それが大学の部局 (university faculties) で、その教員のほとんどは、大部分がアメリカとカナダの大学院レベル・プログラムで訓練されたカナダ人法学者であるという事実を反映しています。カナダは自国の法学教師の大多数を生み出しえてきたため

(1) [法曹資格付与コースでは、ローソサエティ提供の授業を受けながら、1科目終わるごとに当該科目の司法試験を受け、コース終了時にすべての司法試験を完了する仕組みになっていますが、] カナダの諸州では、法曹資格付与コースを継続すべきか、ローソサエティはライセンス試験 (licensing examinations) を要求するだけにとどめるべきか、再検討を行っています。

に、カナダの法学教育におけるイギリス関係の内容も減少してきました。これらの影響の結果、法学教育において機能的アプローチがより強調されるようになり、イギリスの法と法機構に関する関心が減少し、憲法と国際法の争点に関する比較法的科目が導入されてきました。フルタイムのよりよく教育された教授陣の規模が拡大するにつれて、カナダのロースクールはますます大学（the academy）と一体化し、プロフェッションからますます遠ざかるようになりました。[しかし、後述するとおり、]皮肉なことに、「アカデミックな」法学教育の発展が、カナダの法律教師に、ロースクール・カリキュラムに技能訓練と法学教育の実験的モデルを統合する安定性を与えたのです。

Ⅱ カナダのロースクールにおける臨床的法学教育の発展

大学の法学教育で臨床的方法を採用することは、カナダでは比較的最近の展開です。カナダのロースクールに臨床的法学教育が統合されるようになったのは、この30年のことにすぎません。この教育モデルは、学生に対して、実務経験とともに、移民法から企業法に至る広範な文脈における法と法律家の役割に関する広い基盤の理解を提供するのです。

合衆国における、大学での経験ベース（experience-based）法学教育という運動は、カナダでそれが現れるよりも先行しました。それは元々、ケースメソッドの利用に対する不満に根を持つものでした。ジェローム・フランク（Jerome Frank）は、ケースメソッド・アプローチの恐らくもっとも雄弁な批判者であり、経験ベース法学教育の擁護者でした。

もし別の方法があるなら、誰も、ゴルフをする技術を、プレーヤーになりたい者に対して教師にゴルフの話をさせたり、プレーヤーになりたい者にそのテーマに関する本を読ませたりすることで教えようとはしないだろう。[……] 法実務は[ゴルフよりも]単純なことなのだろうか。[……] ロッカールームに座って、他人が何年も前に行った重要なゴルフの試合に関する新聞記事を分析することで満足しているゴルフ教師からゴルフを習おうとする者があるだろうか。(2)

(2) Jerome Frank, "What Constitutes a Good Legal Education," 19 *ABAJ* 723 (1933).

1930年代の、合衆国における経験ベース臨床教育の最初の努力は、第二次世界大戦の勃発で失敗しました。1950年代の2度目の努力も失敗しました。この失敗は、弁護士役割に関して受け入れられている見方ははるかに広範になっていた時代に、当時の運動が職人 (craftsman) としての法律家という狭い見方をとっていたことに、原因があったかもしれません。1960年代初期の、3度目の努力は、ロースクールは学生に対して専門職責任 (professional responsibility) を教えていないという認識の増大に基づくものでした。このイニシアティブは、フォード財団の支援を獲得し、同財団は、アメリカのロースクールに対してコミュニティベースの法律扶助プログラム (community-based legal services programs) との教育関係を発展させることを奨励するため、専門職責任のための法学教育に関する評議会 (Council on Legal Education for Professional Responsibility) (CLEPR) を設立しました。

カナダと合衆国の間の歴史的差異は、カナダにおいて徒弟契約の要件と法専門職による法曹資格付与のコントロールが存続してきたことに、主として起因しています。しかし、徒弟契約の要件は、法学生に対して、専門職責任あるいは社会的責任を教えることは、かりにあったとしても取るに足りないものでしたし、貧困、誤った有罪、移民、あるいは先住民などの争点を扱うことは、決してなかったのです。

したがって、カナダの臨床教育は、1970年代初期のコミュニティ法律扶助 (community legal services) の展開によって、真に始まったのです。それまでは、法学教育としての徒弟契約の要件と、多くの法学者が臨床教育は新たに確立された大学ロースクールというアカデミックなモデルを弱体化させるかもしれないという危惧を抱いていたことが、カナダのロースクールに対して、臨床的方法で実験することを思いとどまらせる傾向がありました。[ロースクール卒業後] 実務弁護士の監督の下で1年間弁護士事務所において働くことが学生に要求されるのであれば、なぜロースクールで彼らに対してそのような実務訓練を提供すべきなのか、という議論が、いつも行われていたのです。

カナダに臨床的方法論とコミュニティベース法律扶助をもたらしたのは、カナダの法学教育における態度の変化でした。1970年代初期には、大学のロースクールはその立場を確実なものとしており、大学ベースの法学教育の地位はもはや争点ではありませんでした。同時に、徒弟契約による経験は、せいぜい限定的なものにすぎないことが多いという認識が、一般的になっていました。私は、1974年に下記のように書いています。

徒弟契約による経験は均一なものではないのであるから、それはせいぜい「一か八か」という類のものであり、ほとんどの学生はまったく不十分な訓練しか受けていない。しかも、多くの弁護士事務所は、学生を、もっとも簡単な事柄にしか使っていない。徒弟契約学生がメモを書いたり土地登記を探したりすることで丸1年を費やすことも、稀ではない。雇用主弁護士の経済的動機が、学生の教育と福祉よりも、しばしば優先されるのである。⁽³⁾

よい徒弟契約経験ですら、臨床的法学教育から得られる利益を提供するものではないということも、認識されていました。上質な監督が、臨床教育の特徴的な側面なのです。徒弟契約の経験で、よく運営されている臨床プログラムのエッセンスである考察と体系的内省のための時間を提供するものはありません。事件と依頼者を振り返ってみることから得られる、専門職責任あるいは貧困者の法的ニーズに対する感受性といった事柄に関する収穫も、比べるべくもないほど懸け離れています。恐らく最も重要なことは、カナダの政治環境が、コミュニティ・リーガルクリニックの発展のために公的な資金提供が可能となるようなものであったということです。

1971年に、カナダの3つの代表的ロースクール（law faculties）が、コミュニティベース法律扶助に基盤を置く臨床プログラムに着手しました。ハリファックスのダルハウジー法律扶助（Dalhousie Legal Aid Services）、トロントのオズグッドホールのパークデイル・コミュニティ法律扶助（Parkdale Community Legal Services）、およびサスカチュワン大学（University of Saskatchewan）のサスカトーン法律扶助協会（Saskatoon Community Legal Assistance Society）です。3つのプログラムはすべて、現在まで活動しています。各々、当初、連邦保健福祉省（Federal Department of Health and Welfare）から、法学生をサービスの主な提供者とするコミュニティ法律扶助のモデルを発展させるための、デモンストレーション資金を受けていました。当初の資金が、社会正義と社会変化の手段としてのコミュニティベース法律扶助の価値を判定することに関心を持っていた連邦保健福祉省から提供されたという事実が、クリニックの関心を自己のコミュニティに集中させる効果を持っていました。しかし、創立時の3名のディレクターはすべて、アメリカの

(3) Frederick Zemans and Lester Brickman, "Clinical Legal Education and Legal Aid—The Canadian Experience," *CLEPR Newsletter*, May 1974.

臨床運動に接していた法学教師であり、オズグッドホールは、開設のための3年間の資金を「アメリカのフォード財団が設立した」CLEPRから受けていました。市民と法専門職の相互作用と、政策形成に対する市民参加を検討することに関心を持っていたために、連邦保健福祉省は、これらの目的に対して資金を提供したのです。その結果が、コミュニティサービスと教育目的のユニークな混合でした。

私は、貧困者法集中プログラム (Intensive Program in Poverty Law) と、1971年9月1日に開設されたパークデイル・コミュニティ法律扶助の、初代のディレクターでした。パークデイルは、16名の学生、1名の徒弟契約学生、1名のソーシャルワーカー、それに2名のサポートスタッフで発足したのです。最初の5ヶ月で、クリニックは804件処理しました。1972年1月に、2人目の弁護士がフルタイムスタッフに加わりました。その学期に、クリニックは3つのワーキンググループに組織されました。消費者・移民、住居・地域開発、および雇用基準・失業保険の3グループです。学生は3つのグループに分けられました。各グループには、素人弁護人 (lay advocate) 1名と (1972年3月に2名採用されました)、弁護士1名が (1973年3月に3人目がスタッフに加わるまで、2名のフルタイム弁護士しかいませんでした)、所属していました。1972年からは、パートタイム弁護士とフルタイム弁護士の組み合わせで、パークデイルの学生 (通常、1学期につき18名) を監督したのです。初期には、素人弁護人 (のちにコミュニティ・リーガルワーカーと呼ばれるようになりました) は、学生の監督と評価に関する公式の責任を負っていませんでした。

臨床プログラムは、すぐにカナダの大部分のロースクールに広まりました。現在、臨床科目の利用可能性について、カナダのロースクールの間には違いがあります。オズグッドホール、ヴィクトリア大学、ウィンザー大学 (University of Windsor) が、もっとも広範囲な臨床プログラムを持っています。

Ⅲ オズグッドホール・ロースクールの臨床教育

オズグッドホールの臨床カリキュラムは、学生に、実際の人々、現実の状況、および実際の問題に接する機会を与えます。実際の、あるいは仮設的なローヤリング課題に従事することで、学生は、法過程の動態を考察し、理論を実行してみるよう、挑戦されるのです。彼らは、依頼者をインタビューし、ディ

スカヴァリー手続を行い、文書を起案し、交渉し、動議を主張し、公判弁護を行い、少額事件の調停を行う、等々の技能を学びます。

私がすでに示したように、臨床教育は、オズグッドにおいて、長期にわたる強力な伝統を有しています。それは、長年の間に、貧困者と刑事法に関するプログラムから、先住民問題、移民・難民法、およびビジネス法といった分野における、学期全部を使った集中プログラム（full-semester intensive programs）を含むまでに、拡大してきました。⁽⁴⁾フルタイムの（いくつかのプログラムでは非常勤—パートタイム—の）臨床教員の監督の下で、学生は、2年次か3年次にひとつの集中プログラムに参加することができます。すべての臨床プログラムが、ロースクールの臨床教育委員会によって開発され、オズグッドの学術政策委員会と教授会（Faculty Council）、およびヨーク大学評議会（Senate）によって承認されたものです。

オズグッドの臨床プログラムは、一般的に1学期間のプログラムですが、いくつかのプログラムは2学期間の（通年の）パートタイム・プログラムです。1学期間のプログラムには、ビジネス法集中、刑事法集中、移民・難民法集中、土地・資源・先住民自治政府（First Nations Governments）集中、およびパークデイルの貧困者法集中などのプログラムが含まれます。2学期間のプログラムには、上級合併・買収ワークショップ、冤罪（Innocence）プロジェクト、オズグッド・ビジネスクリニックなどが含まれます。それ以外の臨床的機会には、「コミュニティと法律扶助」サービス（Community and Legal Aid Services）プログラム、オズグッドホール・ロージャーナル、模擬裁判プログラム、カナダ・プロボノ学生協会（Pro Bono Students Canada）などへの参加が含まれます。各々、学生に、実務的ローヤリング技能を獲得し、教室で学んだ理論を現実生活あるいは仮設の問題と状況に適用することを可能にするよう、設計されています。

これらの集中プログラムに加えて、実地の臨床経験は、オズグッドホールの様々な他の科目、クラブ、プログラムを通して、得ることができます。それらには、学生をスタッフとする「コミュニティと法律扶助」プログラム、模擬裁判プログラム、オズグッドホール・ロージャーナル、カナダ・プロボノ学生協会、夏季公益弁護（Summer Public Interest Advocacy）プログラム、および技術革新法政策センター夏季フェローシップ（Centre for Innovation Law

（４） 学期全部を使うプログラムでは、学生は当該学期のすべての勉学を臨床プログラムに集中し、それ以外の科目は取らないのです。

& Policy Summer Fellowship) プログラムなどが含まれます。

IV 臨床教育の争点

今日、過去においてと同様に、臨床教育における主な緊張関係は、公式的教育の目的と、臨床の場の紹介という目的との間に存在します。臨床の場の紹介という目的は、学生に対して、個人依頼者へのサービス、法的サービスの供給改善、および法律改革と社会改革などを期待するのです。法学生とロースクールには、一定量の時間、エネルギー、資源などしかありません。多くの力が、教育目的を他の優先課題の下位に置く傾向があります。第1に、臨床プログラムに加入する法学生の理由は、その教育目的から懸け離れていることが、しばしばあります。しばしば、学生は、貧困者に対して法的サービスを提供することによって社会に対して意味のある貢献をしたいという、理想主義的欲求に主として動機付けられています。[しかし、] おそらく同様な頻度で、学生は、ロースクールの教室でさらに1学期過ごすことと、ケースブックでの退屈な法律の勉強から逃れたいという、理想主義的性格の低い欲求に動機付けられています。さらに、学生がひとたび法制度の中で弁護士の役割を担うと、自分自身を伝統的な形で学生とは見なくなり、セミナーに参加して調査と論文作成を行うという期待を引き受けることを、それらの期待が依頼者のニーズと衝突する場合には躊躇するかもしれないのです。

第2に、コミュニティベースまたは校内のプログラムで学生が提供する依頼者サービスは、プログラムの教育目的を妨げる2つの特徴を持っています。それに含まれる実質的な法的活動は、繰り返しが多く範囲が狭いもので、弁護士の役割を遂行する能力があるという根拠のない思い込みや、対象問題に飽きてしまう可能性にすら、導くかもしれません。また、事件負担が相当量になる傾向があり、学生の時間に対して大きな要求を行って、他の学習志向的な活動や考察に利用可能な時間を減少させるのです。そのうえ、コミュニティベース臨床プログラムは、法律改革、コミュニティ教育、および社会改革といった分野において、学生の時間とエネルギーに対する別の要求を提起します。

教育対サービスというディレンマは、上記の理由によって不可避のものです。が、コミュニティベース臨床プログラムにとって、コミュニティに対する法的サービスと上級法学生の教育の両面において、その目的を達成することは可能です。ローランド・ペナー (Roland Penner) は、パークデイル・コミュニティ

イ法律扶助に関する自己の評価において、このコミュニティクリニック・プログラムは、5つのメカニズムの活用によって両方の目的を達成することに成功していたと結論付けています。

- (1) 一部はボランティア監督者の利用によって、学生を含む比較的大きな専門職スタッフと、学生に対するすぐれた監督が可能となった。
- (2) 地理的・経済的利用資格と事件選択基準によって、事件負担を制限した。
- (3) とくに住居賃貸借（landlord-tenant）問題と移民問題において、多数の依頼者に共通な問題の解決のために、集団的戦略を開発した。
- (4) とくに失業保険・雇用基準問題の分野において、素人弁護人を有効に活用した。
- (5) コミュニティ教育プログラムを開発した。⁽⁵⁾

ペナーは、学生の個人的監督が、パークデイルにおける教育経験の要であるとしています。（この監督は、1名のスタッフ弁護士に対して、各自最大15件を処理する学生4、5名という比率に基づいています。）マニトバ大学ロースクール（University of Manitoba Law School）の最近のディーンであるペナーは、25年以上も前に、法学生の教育とコミュニティベース・クリニックにおける依頼者サービス目的との間の、共生的関係を認識したのです。依頼者サービスの質に対する配慮から、コミュニティ・クリニックの理事会と資金提供機関は、高水準の監督を可能とする専門職スタッフとサポートスタッフを提供するに十分な資金を供給したのです。これが、臨床経験を教育上の成功とする、決定的要素です。

パークデイル・コミュニティ法律扶助の共同ディレクターと貧困者法集中プログラムのアカデミック・ディレクターであり、より最近にはオズグッドホール・ロースクールのアソシエイト・ディーンを務めたシェリー・ギャヴィガン（Shelley Gavigan）教授は、パークデイル・プログラムの25周年の際に、次のように書いています。

かくして、パークデイル・プロジェクトは、それに密接に関わった者の間

(5) Roland Penner, Evaluation of Parkdale Community Legal Services (1976: unpublished).

に、熱情と懸念、コミットと懷疑を秘めながら、始められ、継続された。オズグッドの教授陣によって長年にわたり、繰り返し繰り返し、オズグッドのカリキュラムにおけるパークデイルの位置付けは議題とされた。・・・1980年春の臨床教育報告において、オズグッドホルの臨床訓練委員会は、校内におけるパークデイルをめぐる論争に疲れて、読者に、報告のその部分をスキップし、委員会の勧告に直接進むよう勧めた [ほどである]。

論争の中心には、パークデイルに内在する教育的価値は妥当なのであるのか、もし妥当であるとすれば1学期分の単位に値するのか、という問題が存在します。ロースクールは、この「1学期分の」単位全部を与えるプログラムに対するコミットを放棄したことはないのです。

付 録

下記は、2002～2003学年度に提供されているオズグッドホルの臨床プログラムに関する詳しい説明です。

ビジネス法集中プログラム

ビジネス法集中 (Business Law Intensive) は、ブレイク・カッセルズ&グレイドン法律事務所 (Blake Cassels & Graydon LLP.) (大規模なカナダのローファーム) の元パートナーで非常勤教授 (adjunct professor) であるウォーレン・グローヴァー (Warren Grover) と、フルタイム教授陣のメンバーであるトム・ジョンソン (Tom Johnson) によって、共同で指導されています。このプログラムは完全にシミュレーション・ベースのもので、学生が実際の依頼者に接触することはありません。

ビジネス法集中は、学生を、合併・買収、銀行からの資金調達と公開市場での資金調達、資産の有価証券化、国際取引、会社訴訟、知的財産権、および情報テクノロジーなどを含む、複雑な概念へと学生を導きます。同様に、学生は、上級の所得税法、銀行活動、有価証券、クラス訴訟、競争、知的財産権、退職金、および取引関係における商法なども学習します。

この15単位プログラムは、学生16名を受け入れています。この集中プログラムは、月曜日～木曜日の間、ロースクールか、ブレイク・カッセルズ&グレイ

ドンの事務所で集まります。このプログラムでの評価は、出席、授業〔での議論〕への参加、1本の大きなペーパー、5つの宿題、および2つのパワーポイントによる発表などに基づいています。このプログラムの前提履修科目は、ビジネス社团、税法、および商法です。証券規制と、ビジネス企業の課税は、推奨されていますが、要求されてはいません。

刑事法集中プログラム

刑事法集中（Criminal Law Intensive）は、現在、ポール・バーステイン法律事務所（Paul Burststein & Associates）で刑事法と憲法訴訟の実務を行っており非常勤教授であるポール・バーステインによって指導されています。それは、学生に対して、刑事審理手続に関する包括的検討を提供するように、設計されています。最初の2週間の講義では、刑事裁判所の日常的運営において、実体法、手続法、および証拠法が実際にどのように適用されているかに焦点を合わせます。それら最初の2週間に、法学と法科学（forensic sciences）の著名な専門家が、DNA証拠、証人の交互尋問、酒気帯び運転、法精神医学、特別のディーヴァージョン裁判所、答弁取引、および裁判官の視点と弁論といった、広範なテーマについて講義します。

学期中、学生は、裁判官、検察官、あるいは弁護士との10週間のインターンシップに参加します。毎週金曜日、学生はロースクールで集まり、そこでは、毎回2名の学生が刑事法で選択したテーマについてセミナーを行います。さらに、学生は、司法長官の代理人として州犯罪裁判所（Provincial Offenses Court）において2日間訴追を行い、陪審員によらない裁判所（summary conviction courts）の刑事事件で弁護したり、警察官と「一緒に車に乗っ」たり、保釈審理を行う際に当番弁護士（duty counsel）を支援したりします。プログラムは、法病理学研究所（Forensic Pathology Laboratories）、州の矯正センター、および連邦刑務所への訪問で終わります。

刑事法集中は15単位プログラムで、20名の学生を受け入れています。学生は、2つの大きな論文を書き、刑事法について選択したトピックでセミナーを1回リードすることを要求されており、詳細な個人的評価を受けます。論文は〔A, B, Cなどの〕文字で評価され（letter grade）、セミナーと現場派遣は、可否の評価を受けます。このプログラムの前提履修科目は、刑法、刑事訴訟、および証拠法です。

移民・難民法集中プログラム

1990年に開設されて、移民・難民法に関する集中（Immigration and Refugee Law Intensive）プログラムは、この種のものとしては、カナダのロースクールで最初で、かつ唯一のものです。このプログラムは、学生に対して、臨床派遣、実地シミュレーション、セミナー、および国際移動の今日的問題を考察する指導付きリサーチなどの、一連の挑戦的課題に接する機会を提供します。このプログラムの目的は、公法のこの急速に進化する分野の基礎にある理論と、移民・難民法の設計と実施において法律家が演ずる役割に関して、学生が批判的評価を行うことを支援することにあります。

このプログラムは、難民・移民法の主要テーマ、歴史、および国際的コンテキストなどを紹介する1週間のセミナーで始まります。これに、2つのモジュールが続きます。上級移民法と上級難民法です。これらのモジュールは、2週間のセミナー、2週間の外部派遣、および「外部派遣での」経験を共有しあう1週間の教室討論から成ります。過去の派遣先には、[首都] オタワの上級政策アドバイザー、裁判官、移民・難民委員会（Immigration and Refugee Board）のメンバー、国連難民高等弁務官事務所、およびカナダや国外の非政府組織などがあります。

上級難民法モジュールと移民法モジュールは、セミナー形式で行われており、国内法・国際法の特殊トピックを扱います。どちらのモジュールも、学生に対して、国際人権機関での申し立て、難民の地位の決定、および移民に関する上訴などについて、シミュレーションに参加することによって、自分の知識を適用してみることを可能にします。学期後半の1ヶ月のリサーチ・モジュールは、学生に対して、教授の指導の下でリサーチ・プロジェクトを完了する機会を与えます。

この15単位プログラムは、20名の学生を受け入れます。各々のモジュールには、文字による評価が与えられます。このプログラムの前提履修科目は、移民法と難民法です。行政法は推奨されていますが、要求されてはいません。

土地・資源・先住民自治政府集中プログラム

土地・資源・先住民自治政府（Lands, Resources and First Nations Governments）プログラムの共同監督者は、シン・イマイ（Shin Imai）教授とゴードン・クリスティ（Gordon Christie）教授です。イマイ教授は、当初

はパークデイル・コミュニティ法律扶助の貧困者法集中プログラムの監督者として、1997年にオズグッドのフルタイム教員になりました。クリスティ教授は、1998年にオズグッドに加わった先住民法（aboriginal law）のエキスパートで、1998～99学年度の土地・資源・先住民自治政府プログラムの監督者でした。

土地・資源・先住民自治政府集中プログラムは、この種のものとして北米唯一の存在です。先住民であると非先住民であると問わず、学生に対して、土地、資源、先住民自治政府等に関する理論、および実務の情報と技能を提供するように、設計されています。土地、資源、先住民自治政府 [というテーマ] は、現在あるいは将来、政策形成、交渉、あるいは訴訟の対象となるものです。

憲法、環境法、土地使用計画、資源管理、および刑法の重要論点が検討されます。このプログラムは、通常のロースクール授業では取り上げられていない歴史的、経済的、文化的、言語的、精神的差異をより強調しながら、より開かれた創造的な仕方为先住民に関する法的争点に取り組むにはどうすべきかを、探求します。このプログラムの目的は、連邦内の先住民の人々とのパートナーシップに関連した争点によりよく取り組むことができる新しい世代の弁護士を作り出すことです。

このプログラムは、学生に対して必要な実体法と技能を紹介する2週間のセミナーで始まります。同時に、学生は、先住民コミュニティの主なメンバーに会う機会も得ます。学生は、7週間 [現地に] 派遣されます。過去の学生派遣先の例には、土地の権利に関するリサーチ、新たな立法の分析、訴訟準備、[先住民自治政府の] 首長と評議会に対するプレゼンテーション、および空飛ぶ (fly-in) 裁判所で検察官に同行することなどが含まれます。

派遣先は一般的にカナダ国内で、居留地の先住民組織および環境 [保護] 組織や、ローファームや政府部局が含まれます。しかし、アフリカに派遣された者が2名いますし、アメリカに派遣された者が3名います。学生は [派遣先から] 戻ると、彼らは、2週間、教室で自分の学習を分かち合ったり、考察したりします。

この15単位のプログラムは、20名の学生を受け入れており、学生は、各自、自己の派遣経験に関する文書および口頭のプレゼンテーションを行ったり、大なりリサーチ・ペーパーを作成したりするよう、期待されています。学生のペーパーには成績がつけられ、派遣の文書による評価は、学生の成績表の一部に

なります。

パークデイル・コミュニティ法律扶助の貧困者法

1971年に設立されたパークデイル・コミュニティ法律扶助は、オンタリオ州における最初のコミュニティ・ベース法律扶助クリニックです。パークデイルの貧困者法集中プログラムは、最初から2つの目的を持っていました。法律扶助の代替のモデルを開発することと、貧困者法クリニックにおいて臨床教育を提供することです。1,000名以上の学生がパークデイル・プログラムに参加してきていまして、プログラムは、オズグッドホールとオンタリオ州法律扶助制度（Legal Aid Ontario）によって資金提供を受けています。これまでトロント大学ロースクールに所属していたジャネット・モシャー（Janet Mosher）教授が、2001年7月以来、パークデイル・コミュニティ法律扶助のアカデミック・ディレクターと、共同ディレクターを務めています。

このプログラムは、その原因とインパクトを含む、貧困という社会現象の理解と、貧困に対する法システムと法専門職の対応に関する批判的分析とを、提供します。

8月に1週間の集中的訓練とパークデイル・コミュニティへの紹介を受けた後、学生は、トロント市ダウンタウンの西の端に位置するパークデイル・クリニックで1学期を過ごすのです。学生は、クリニックの、4つのワーキング・グループの1つに配置されます。福祉と家族、移民、住宅賃貸借、あるいは労働者の権利です。学生は、依頼者をインタビューし、スタッフ弁護士と「コミュニティ」リーガル・ワーカーの監督で約15件の未決ファイルを負担する責任を負います。学生は、時折、委員会（boards）、審判機関（tribunals）、および裁判所において活動します。事件負担のほかに、学生は、コミュニティ組織、教育活動、および法改革に参加します。学期中に、学生は、毎週のセミナーに参加し、クリニックの仕事と目的に何らかの形で寄与する30頁の論文を書きます。

この15単位クリニックは、毎学期20名の学生を受け入れます。学生は、セミナーについては文字による成績評価を受け、クリニックの仕事については合否の単位をもらいます。パークデイルは、また、夏休みに20名の学生を受け入れます。通常、12名が新規学生であり、8名が経験のある学生です。すべての出願者をインタビューします。

上級ビジネス法ワークショップ I および II

デイヴィーズ・ウォード・フィリップス&ヴァインバーグ法律事務所 (Davies Ward Philips & Vineberg LLP) のパートナーでオズグッドのパートタイム教員であるキャロル・ペニクック (Carol Pennicook) が、上級ビジネス法 (Advanced Business Law) ワークショップのディレクターです。この2学期間の (各学期1科目) 臨床ワークショップでは、学生は典型的なビジネス法問題を分析し、ビジネス弁護士が必然的に直面する広範な理論的・倫理的考慮事項について、洞察力を発展させるのです。このワークショップは、ディレクターと、デイヴィーズ・ウォード・フィリップス&ヴァインバーグ法律事務所の他のビジネス弁護士によって行われています。

1学期目は、ビジネス組織の類型と、資本の創造で使われる債務負担と株式発行を含む金融手段、銀行からの資金調達、および公募と私的発行を含む有価証券の分配などに焦点を合わせます。2学期目は、合併と買収、企業再編、[公開会社から] 私的会社への転換および関係当事者間の取引、イー・コマース、競争法、株主代表訴訟、有価証券化 (securitization) とコーポレート・ガバナンスなどを検討します。

上級ビジネス法ワークショップは、2学期で10単位をもらう16名の学生を受け入れます。このプログラムには、大きなリサーチ・ペーパーも試験もあります。このプログラムの前提履修科目は、ビジネス社団 (Business Associations)、税法、および競争法、あるいは現に有価証券規制 (Securities Regulation) とビジネス企業課税 (Taxation of Business Enterprises) を履修していることです。

冤罪プロジェクト

貧困者法集中プログラムの元アカデミック・ディレクターであるダイアン・マーティン (Dianne Martin) 教授が、アラン・ヤング (Alan Young) 教授とともに冤罪プロジェクトを開発しました。冤罪プロジェクトは、誤った有罪判決の疑いがある実際の事件に対する監督つきの臨床活動と、誤った有罪判決という問題に関連する法律分野の学習とを含みます。事件は、冤罪プロジェクトの両ディレクターと冤罪被害者弁護協会 (Association in Defense of the Wrongfully Convicted) によって、あらかじめスクリーニングされています。このプログラムにおける臨床活動は、当番弁護士活動、新しいファイルのスク

リーニング、ケース分析、依頼者コンタクト、およびケース展開を含みます。学生は、依頼者と目撃者を再面接し、証拠を再調査し、メディア・サーチを行い、リサーチし、文書を起案します。臨床活動に加えて、学生は誤判の原因と救済策の両方を勉強し、リサーチし、大きな論文を書くのです。

このプログラムは、多様な争点に関する定期的ワークショップを含みます。法医学テスト、取調関係法、目撃者による識別に関する法則と誤り、状況証拠の分析、検察官の証拠開示と弁護士が無効な支援、無罪証拠と他の被疑者の証拠、検察官の行き過ぎ、裁判地の変更と訴追原因への挑戦、およびジェイル建物内の自白と情報提供者の利用、などの争点です。

この2学期間のプログラムは、10名の学生を受け入れます。学生は、臨床活動に対して每学期可否の評価を受け、ワークショップで作成したペーパーに対して通常の評価で3単位もらいます。前提履修科目は要求されていません。

「コミュニティと法律扶助」プログラム (CLASP)

グレン・ステュアート (Glen Stuart) が⁸、2000年にオズグッドに来て以来、オズグッドの「コミュニティと法律扶助」プログラムのディレクターをしています。オズグッドに加わる前は、彼はアッパーカナダ・ローソサエティ懲戒委員会 (Discipline Committee) の弁護士でした。

「コミュニティと法律扶助」プログラム (CLASP) は、トロントのいくつかの場所にサテライト・クリニックを持っている、学生をスタッフとする法律扶助組織です。CLASPは法律扶助証明書 (legal aid certificate) をもらえるほど [低所得] ではない低所得者とヨーク大学のフルタイム学生に、無料の法律扶助を行っています。それに加えて、CLASPは、法律分野でコミュニティ・グループと一緒に活動しており、法改革の目的で活発に法律調査に参加しています。クリニックにおける法的活動は、ディレクターと他の2名のスタッフ弁護士によって監督されています。

CLASPは、法学生に対して、依頼者関係と、弁論の経験と技能を獲得する機会と、トロントの様々な低所得コミュニティの法的・社会的ニーズに接することを、提供します。オンタリオ州法律扶助協会、ヨーク大学、およびオズグッドホール・ロースクールの学生が、クリニックに資金を提供しています。3名の上級生とクリニックのディレクターを含む6名の理事会が、CLASPを運営しています。クリニックは8つの部門を有します。刑事、行政、賃借人、移民、女性、コミュニティ教育と改革、労働者の権利、および消費者の権利で

す。2名から4名の学生が各部門の長になっています。学生の理事会メンバーと部門リーダーは、夏休みは雇用され、学年中クリニックを運営する活動とリサーチ・ペーパーを準備することに対して、3単位もらいます。

カナダ・プロボノ学生協会

カナダ・プロボノ学生協会は、ロースクールとコミュニティ組織のネットワークで、学年中にプロボノ活動することを望む学生と、非営利の公益的な組織、機関、クリニック、連合組織（alliances）、およびプロジェクトなどと結び付けるのです。

派遣先のサンプルには、トロント・エイズ委員会、家族インテイク・プログラム、カナダ赤十字、路上生活児童のための国際委員会（Street Kids International）、およびカナダ環境防衛基金（Canadian Environmental Defense Fund）が含まれます。

カナダ・プロボノ学生協会は、地元機関、組織、およびコミュニティへの多様な派遣をととして、学生に直接的で実務的な経験を提供しています。このプログラムは、プロボノ活動を奨励し、学生が自己に可能なキャリア・プランを評価することを支援し、十分に代理されていない不利なコミュニティにプロボノの法的サービスを提供することを、目的にしています。